

戦没者等のご遺族の皆様へ

## 第十回特別弔慰金のお手続きはお済みですか？

問 福祉課 東1階 TEL(23)8707

戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

※平成27年4月1日以降すでに手続きがお済みの方は、申請は不要です。

●支給対象者…平成27年4月1日(基準日)において、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容…額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期限…平成30年4月2日

●請求窓口…福祉課

平成28年度

## 社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会職員採用試験

●職種・募集人員…社会福祉士 1名

●受験資格

・社会福祉協議会職員として地域福祉の推進に携わっていく意欲のある方

・昭和56年4月2日以降に生まれた方で社会福祉士の資格のある方または平成29年3月末までに取得見込みの方

●受験資格のない方…次のいずれかに該当する方

・日本国籍を有しない方

・成年後見人または被保佐人の方

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

●試験の期日・場所・内容

・一次試験

日時…10月16日(日) 午前9時～正午

場所…大田原市福祉センター(浅香3-3578-17)

試験内容…教養試験、適応性検査

・二次試験

日時…11月中旬の予定 試験内容…作文、面接

●採用予定…平成29年4月1日

●試験要領・申込書など…大田原市社会福祉協議会本所、黒羽支所、湯津上支所で配布します。(下記ホームページからもダウンロードできます。)

☞<http://www.ohtawara-shakyo.or.jp/>

※郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書等請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号、A4サイズ)を同封してください。

●申込受付期間…8月1日(月)～9月2日(金)の土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分 消印有効

●受付場所…大田原市社会福祉協議会本所

※黒羽支所、湯津上支所では受け付けできません。

※郵送の場合は、書留郵便で表に「採用試験申込」と朱書きし、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封の上確実な方法で送付してください。

問 社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会本所

〒324-0043 大田原市浅香3-3578-17

TEL(23)1130

ちょうずだらい

## 大田原神社の手水盥を市指定文化財に指定

市教育委員会では、平成28年6月6日付けをもって次の有形文化財1件を本市指定文化財に指定しました。

この指定で、国・県指定等も含めた市内の指定等文化財は、202件となりました。

●種別…有形文化財(建造物) ●名称・員数…大田原神社の手水盥 1基

●所在地…大田原市山の手二丁目2039番

●所有者…大田原神社 ●寸法…縦76.5cm、横132.0cm、高さ77.0cm

●文化財の概要

手水盥(ちょうずだらい)とは、神社で参拝人が手を洗い清めるために水を入れておく石製の盥(たらい)のことで、正面・裏面・右側面に銘文が陰刻され、その保存状態は良好です。

8名の大田原藩士が願主となって延享(えんきょう)4年(1747)3月に大田原神社に奉納されたもので、大田原藩領小結村(現那須塩原市小結)の亦右衛門(またえもん)が「世話人」をつとめ、信濃国福嶋村(現長野県木曾郡木曾町大字福島)の由之丞(よしのじょう)が「石切」(石に細工を施すこと)を担当したことが、銘文から判明しています。

大田原神社の参道には、宝暦(ほうれき)12年(1762)に奉納された石灯籠(大田原市指定有形文化財)もありますが、この手水盥はそれを15年さかのぼるものであり、大田原藩士の信仰に関わる江戸時代中期の貴重な建造物と評価することができます。

問 文化振興課 湯 TEL(98)3768



手水盥

マイナンバーカードの利用拡大のお知らせ

問 市民課 A 1階 TEL (23) 8752

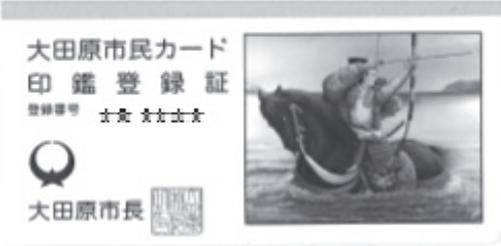
## 印鑑登録証明書のコンビニ交付について

これまで、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得するためには、電子証明書用の暗証番号(※1)を設定した上で、印鑑登録証をマイナンバーカードに統合する必要がありました。

マイナンバーカードの普及の促進と利便性およびサービスの向上を図るため、条例改正を行い、7月1日からは、印鑑登録証をマイナンバーカードに統合していない場合でも、マイナンバーカードと暗証番号(※1)により、コンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の取得が可能となりました。なお、このことによる特別な届出は、必要ありません。

### カードの種類と利用できる場所および取得できる証明書等

※以下の表は、マイナンバーカードに印鑑登録証を統合していない場合の例となります。

| カードの種類    | ○市民カード兼印鑑登録証  | ○マイナンバーカード  |
|-----------|---|---|
| カードの種類    |    |   |
| 利用できる場所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所窓口 (本庁・湯津上支所・黒羽支所・両郷出張所・須賀川出張所)</li> <li>○自動交付機(本庁・湯津上支所・黒羽支所)</li> <li>※自動交付機用の暗証番号の設定が必要。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市が提携している全国のコンビニエンスストア(※2)</li> <li>早朝から深夜(6:30～23:00)まで、土日祝日も対応。ただし、12/29～1/3を除く。</li> <li>※市役所窓口および自動交付機での各種証明などの交付には利用できません。</li> </ul> |
| 取得できる証明書等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民票の写し</li> <li>◎印鑑登録証明書</li> <li>◎各種税証明書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民票の写し</li> <li>◎印鑑登録証明書(7月1日から)</li> <li>◎各種税証明書</li> </ul>  |

※1 利用者証明用電子証明の暗証番号になります。

※2 現在市が提携しているコンビニエンスストアは、セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・サークルKサンクスです。

## 次期大田原市総合計画の基本構想に関するパブリックコメントを募集

平成29年度からの10か年のまちづくりの考え方を示す次期大田原市総合計画の基本構想(案)を作成しましたので、内容に対して広く市民の皆さんからご意見(パブリックコメント)を募集します。

●意見を提出できる方…次のいずれかに該当する方(個人、団体を問いません)

▼市内在住、在勤または在学中の方 ▼市内に事務所や事業所を有する方 ▼市に納税義務のある方 ▼今回の構想案に利害関係のある方

●構想案の公表および閲覧方法…下記の提出期間中、次のいずれかの方法により構想案を閲覧または入手できます。

▼市ホームページ ▼政策推進課窓口 ▼湯津上支所窓口 ▼黒羽支所窓口

※閲覧受付は、平日午前8時30分～午後5時

●提出期間…8月1日(月)～30日(火) ※当日消印有効

●提出方法…閲覧場所に備え付けの意見書または任意の

用紙に住所、氏名、連絡先を明記のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接提出してください。

※電話での受付不可。

●意見の取り扱い…▼提出いただいたご意見は、担当課で検討し、これに対する市の考え方を後日公表します。

▼個々のご意見に対して直接、個別の回答はしません。

▼意見公募結果の公表にあたっては、ご意見提出者の氏名その他の個人情報公表しません。

●構想(案)の項目…

▼基本理念 ▼まちの将来像 ▼施策の大綱

問申 政策推進課 A 2階

〒324-8641

大田原市本町1-4-1

TEL (23) 8701 FAX (23) 8748

✉ seisakusuishin@city.ohtawara.tochigi.jp